

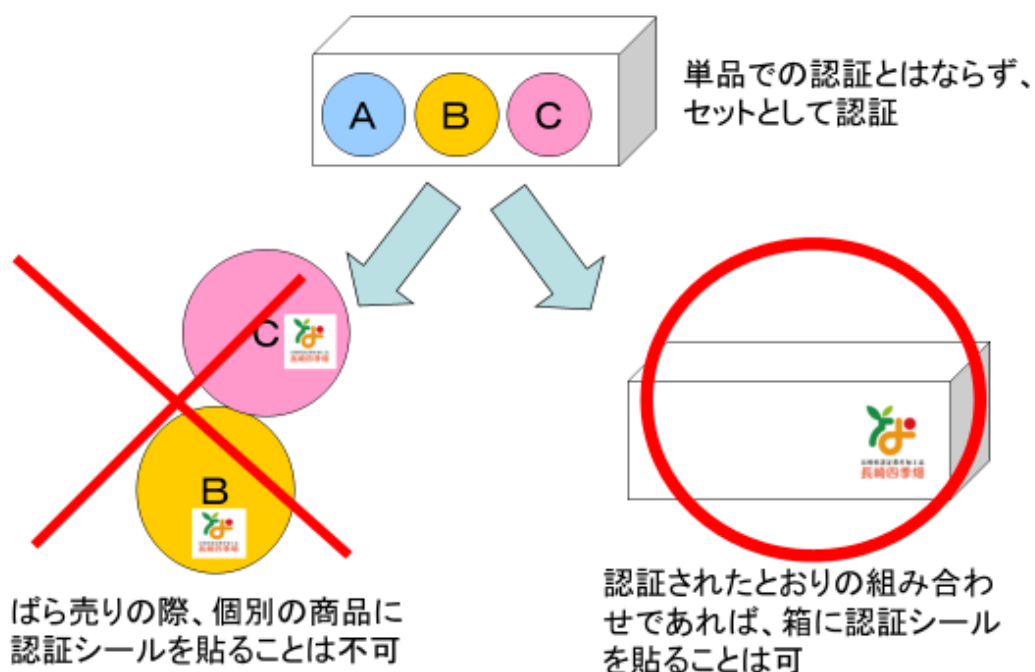
長崎県ブランド農産加工品認証制度

募集のためのガイドライン

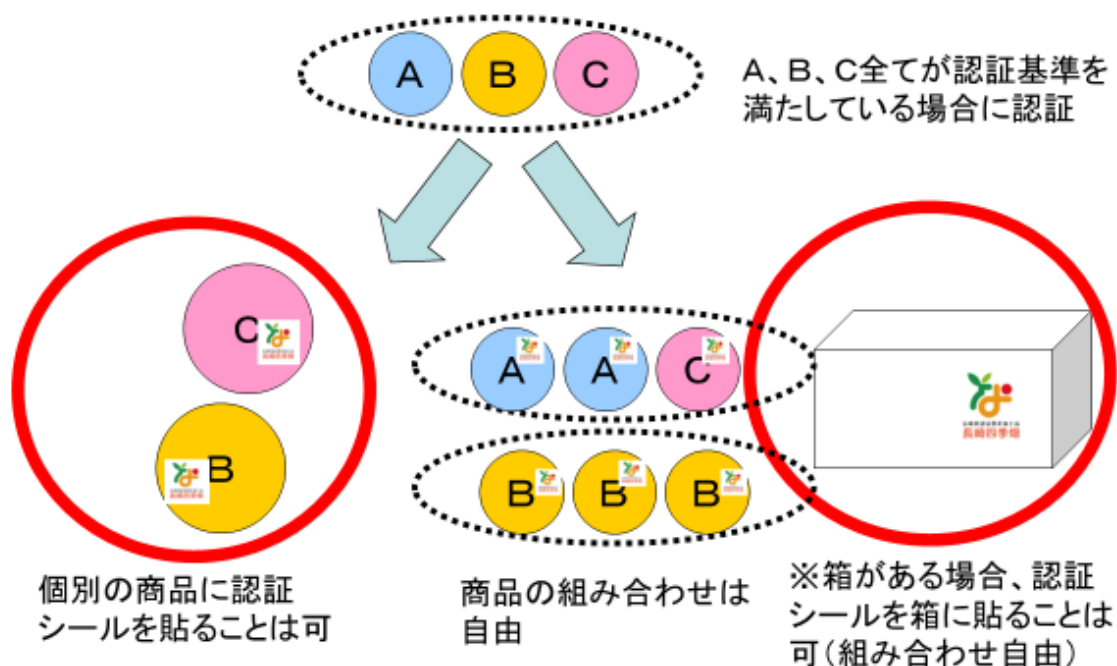
- 1 販売開始年月日（販売実績）について
1年以上の販売実績は、認証時点で満たしていること。
（今年度の募集対象は、令和3年11月30日時点で1年以上の販売実績があるもの）
- 2 小売希望価格について
今後の販売計画における販売ターゲットを意識した価格設定とすること。
- 3 内容量について
複数の販売規格（内容量が異なるもの等）がある場合は、パッケージデザイン等が共通のものに限り、まとめた申請も可能とする。
- 4 販売形態について
個別申請のほか、セット商品及びシリーズ商品としての申請も可能とする。
認証後の認証マーク使用条件については、別紙のとおり
- 5 商品コンセプトについて
コンセプトを踏まえた視点で審査を行うため、商品コンセプトを明らかにすること。
①贈答品・土産品
・百貨店、土産品店等で販売される、主に他者に贈ることを想定した商品
②日常使いの品
・スーパー等で販売される、主に自宅で消費することを想定した商品（日配品含む）
- 6 食品衛生監視票について
食品衛生監視票の監視項目のうち、評価に該当しない項目がある場合は、食品衛生監視票の該当項目の8割を満たすことを要件とする。
- 7 更新申請について
今年度更新となる既存の認証商品については、商品の味、デザイン等に変更がない場合に限り、予備審査（申請書類の書面確認）のみとする。
- 8 その他
販売拡大に向けたアドバイス等を実施するため、認証事業者でメールアドレスを有しない事業者は、アドレスを取得する等連絡体制を整えること。

◆セット認証・シリーズ認証商品の認証マーク使用条件

OA、B、C商品のセットとして申請の場合

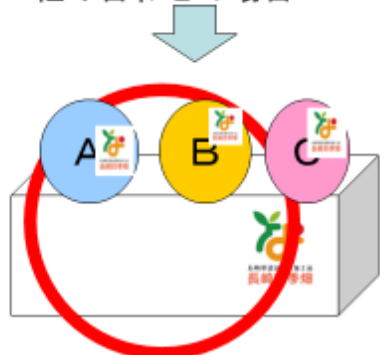


OA、B、C商品のシリーズとして申請の場合

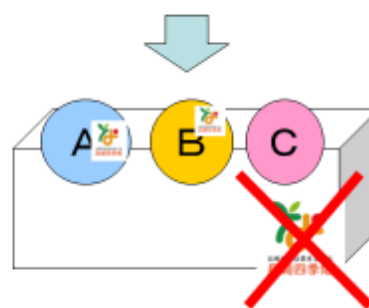


【参考】

◆個別認証商品のセット販売時における認証マーク使用条件



箱に認証シールを貼ることは可



認証シールを箱に貼ることは不可